

第7条及び8条に基づく指針に対する日本の予備的見解

1. 第7条1項に基づく附属書 締約国の温室効果ガスの年間目録に含めるべき補足的情報

第7条1項に基づく補足的情報に下記の情報を含める。統一的な報告書様式を作成し、締約国はその情報を電子形式だけでなく書面でも提出する必要がある。

(1) 約束期間開始以前に提出すべき情報¹

第3条7項、同5項及び同8項に従って算定される当初の割当量（二酸化炭素相当）

(2) 約束期間の最初の年の直前1年、及び約束期間の最終年の年間目録に含めるべき情報

- a) 第3条3項に基づく活動の炭素蓄積に関する情報。
- b) 第3条4項の決定に基づく人に起因する追加的活動による炭素蓄積に関する情報。
第一約束期間においては、人に起因する追加的活動に関する決定を当該第一約束期間において適用することを選択する締約国のみがこの情報を提出する。

締約国は、当該約束期間における他の年についてもこれら情報をその年間目録へ含めることができる。

(3) 提出年の前年に関する情報

割当量の変化に関する下記の情報は、毎年、約束期間の各年の終了時点以降できるだけ速やかに提出される。また、検討作業の際にある締約国により報告された移転及び/または取得が、他の締約国により報告されたものと相互チェックできるように、可能であれば第7条4項に基づく割当量の算定のための制度（国内登録簿）を用いる。

- a) 当該年の開始時点において国内登録簿に保有されている割当量単位（AAUs）排出

¹ 正確な提出期限を決める必要がある。

- 削減単位（ERUs）、認証された排出の削減量（CERs）のシリアル番号と合計量。
- b) 当該年に国内登録簿に発行された AAUs のシリアル番号と合計量及びその発行の理由。
 - c) 他の締約国の国内登録簿へ移転された AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号と合計量及び相手先締約国名。
 - d) 他の締約国の国内登録簿から取得した AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号とその合計量及びその相手先締約国名。
 - e) 第 12 条に従って取得した CERs のシリアル番号と合計量。
 - f) 締約国の償却口座に移転された AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号。
 - g) 当該年の終了時点において国内登録簿で保有されている AAUs、ERUs、CERs のシリアル番号と合計量。及び
 - h) 当該年の間に ERUs の移転 / 取得を生じさせた第 6 条に基づく事業に関する以下の情報²。

事業の名称。

事業の事業識別記号。

事業の立地場所。

関係締約国間で合意されたベースライン。

当該年における温室効果ガスの発生源による排出の削減及び吸収源による除去の強化の算定。

当該年における排出削減単位の移転と取得。これには各単位について、シリアル番号及び移転先または取得元の締約国の登録簿が含まれる。

当該年に償却された排出削減単位全て（シリアル番号によって特定される）。

(4) 約束期間の最終年の年間目録提出の際に提出すべき情報

- a) 約束期間中における合計排出量。
- b) 第 3 条 3 項に基づく直接に人に起因する活動から生じる約束期間における炭素蓄積の変化に基づく割当量の調整³。

² この情報は第 6 条に基づく指針に従って提出してもよい。

³ ここで言う「調整」は第 5 条 2 項の「調整」とは意味が異なる。

- c) 第3条4項に基づく人に起因する活動から生じる約束期間における炭素蓄積の変化に基づく割当量の調整⁴。第一約束期間において、同条項に基づく追加的な人に起因する追加的な活動に関する決定を当該第一約束期間において適用することを選択する締約国のみがこの情報を提出しなければならない。
- d) 約束期間終了時点における締約国の償却口座にある割当量単位の合計量とシリアル番号。
- e) 第3条13項に従い締約国が次の約束期間へ繰り延べる割当量単位の合計量とシリアル番号。

2. 第7条2項に基づき附属書 締約国の国内情報に含めるべき補足的 情報

下記の情報を含める。

- a) 第5条1項に基づき発生源からの排出の量及び吸収源による除去の量に関する見積もりのための締約国の国内制度に関する情報。
- b) 第7条4項に基づき COP / moP が決定する方法によって確立される割当量算定のための締約国の制度に関する情報。
- c) 締約国が第6、12、17条によるメカニズムを使用することを選択した場合、それらメカニズムに関する原則、方法、規則、指針に従って設立される締約国の国内登録簿に関する情報(これら登録簿は、第7条4項に基づき COP / moP が決定する方法によって設定される割当量を算定するための制度と統合することができる)。

第2条1項に基づく約束等、他の約束の実施に関しては、どのような情報を、条約に基づく国内情報を通じてではなく、議定書の下で補足的に報告するかを検討すべきである。

第3条2項に基づく「明らかな前進」の検討には、年間目録、国内情報、第7条1項による補足的情報、及び第2条1項による補足的情報が有益となり得る。

⁴ ここで言う「調整」は第5条2項の「調整」とは意味が異なる。

上記の情報を含める国内情報の提出の時期と頻度は、一部の義務が特定の「期限」を有していること(例えば、「2005年までの明らかな前進」、及び遅くとも1回目の約束期間の開始の一年前までとする第5条1項の国内制度)、及び上記の情報は、第3条9項に基づき遅くとも1回目の約束期間が満了する七年前までに開始される議定書1の締約国に対する次期約束期間の約束の検討に資するものであることを考慮に入れて決定されるべきである。

3. 第8条に基づく専門家による検討班による議定書の実施の検討に関する指針

(1) 第7条1項に基づき提出される情報の検討

a) 検討の過程の方法：

第7条1項に基づく補足的情報の検討の過程は、条約に基づく目録の技術的な検討の過程に組み込まれる。COP5において採択された、試行期間での条約の附属書に含まれる締約国から提出された温室効果ガスの目録の技術的な検討に対する指針に従って、条約に基づく技術的な検討の過程は下記の三段階からなる。

-) 事務局による年間目録の第一次検査。
-) 事務局が選ばれた専門家の支援を得て行う年間目録の取纏めと評価。
-) 専門家による検討班による個々の目録の検討(個別検討)。

検討の第一段階では、提出書類が整っているかどうかを判断し、締約国間の割当量の変化を相互にチェックする。

条約に基づく指針により、第二段階は事務局が選ばれた専門家の支援を得て行う。しかし、我々はこの段階では包括的な技術的専門知識が必要であると判断し、専門家による検討班は、第三段階同様この段階においても役割を有すると考える。

第三段階(個別検討)については、条約に基づく目録の技術的検討の試行期間において、三つの運営方式(専門家への目録情報の送付、1ヵ所に集合しての専門家会合、専門家の国別訪問)及びその可能な組合せが試される。

議定書に基づく検討に関しては、検討を完全かつ総合的に行うことに加えて、第 18 条に基づく遵守手続きを促進する目的から迅速に行うことを確保することも重要である。この観点から、約束期間の最初の年の前年（2007 年）及び約束期間の最終年（2012 年）の年間目録を評価する際には、国別訪問方式が望ましい⁵。このような 2007 年の目録の検討は、排出 / 除去を推定する締約国の国内制度の改善を促進するために効果がある。しかし、議定書に基づく約束期間の他の年において、目録及び割当量関連の情報の検討のために、毎年国別坊門が必要かどうかについては検討が必要である。

検討の過程に関する指針は、検討の過程の各段階を一定期間内に終了させることを確保すべきである。

b) 締約国の検討過程での対応と排出の見積もりの調整：

検討の過程のすべての段階を通じて、検討報告書の案文は個々の締約国へ送付されるべきであり、また事務局は、締約国に対して問題点を明確化し、または追加的な情報を提出する機会を与える。報告書の案文の中で下記の状況が示唆された場合、締約国は COP / moP によって合意された方法に従い、問題となっている排出 / 除去の見積もりを改訂することができる。

- ）締約国の目録が不完全である（例えば、排出源による排出が活動データの不足がないために推定されていない）及び / または、
- ）国特有の方法及び / または排出係数が使われているが、それを裏付ける文書が不完全と見なされる。

締約国によるこの種の改訂は、第 5 条 2 項に基づく「調整」と見なすべきである。

締約国が第一及び第二の段階において、示唆される状況に対処するために何らの調整も行わなかった場合、当該締約国は報告書の中に説明文書を含めることができる。

専門家による検討班が、締約国の「調整」または「調整」を採用しないことへの締約国の説明が技術的に不適切と判断した場合、専門家による検討班は COP / moP

⁵ 国内での検討は国別報告書と第 7 条 2 項による補足的情報の検討と合わせて行うことができる。

によって合意された方法に従って排出及び／または除去の見積もりを行う。当該締約国はその見積もりを受け入れ、それによって目録を改訂することができる。このような改訂は第5条2項に基づく「調整」と見なすべきである。

当該締約国がこの見積もりを受け入れなかった場合、専門家による検討班はその報告書の中にこの見積もりを含める。同時に、当該締約国はこの報告書の中に説明文書を含めることができる。

検討の過程における各段階の報告書は公表され、事務局を通じて COP / moP 及び 遵守機関⁶へ提出されるべきである。

c) 第8条3項に基づく「実施上の問題」の指摘

第8条に基づく検討において何らかの問題が見つかった場合、締約国はその問題に対して回答し、問題を明確化し、或いは追加的な情報を提出する機会が与えられる。この時点では、その問題は第8条3項に基づく「実施上の問題」とは見なされない。

専門家による検討班が、その回答或いはいかなる追加的な情報も不十分である、また公式にその問題を提起するために十分な証拠があると見なした場合、専門家による検討班は報告書案文の中でかかる証拠を添えてそれに言及し、案文を当該締約国へ送る。そして、当該締約国はその見解を表明し、説明文書を報告書に含める機会が与えられる。専門家による検討班が依然として問題を追求するに十分な証拠があると見なす場合、同検討班は、依然として追求すべき問題があることを示し、当該締約国が提出した説明文書を添付した上でその報告書を事務局を通じて COP / moP と遵守機関へ提出する。この時点で、その問題は第8条3項に基づく「実施上の問題」と見なされる。第6条4項で述べられる「附属書 に含まれる締約国による実施上の問題」もまた、この手続きに従って特定される。

(2) 第7条2項に基づき提出される情報の検討

⁶ 日本は、両補助機関の第11回会合で採択された「遵守に関する合同作業グループ」の結論に対応して、京都議定書に基づく遵守システムについての手続きとメカニズムに関する提案の中で「遵守機関」の設置を提案している。

a) 一般的コメント：

第7条2項に基づく補足的情報は、専門家による検討班の国別訪問によって行われる国内情報の検討の一部として検討される。

国内情報の検討と併せて行われる第7条2項に基づく補足的情報の検討は、第5条1項に基づく排出/除去の見積もりのための国内制度を改善し、当該締約国の排出の抑制または削減のための対策を強化し、それにより第3条1項の約束の不履行を回避するための締約国の更なる行動に資する。従って、この検討は、指針において設定される一定の期間内に迅速に完了されるようにすることが重要である。

事前に当該締約国の国内情報の中で予備的に可能性のある問題を特定し訪問の際にはその問題に焦点を当てられるよう、検討班内の専門家が事前によく準備することも重要である。事務局は、例えば訪問前に締約国と専門家間の交流を確保するなどの支援を提供すべきである。

b) 第8条3項に基づく「実施上の問題」の指摘：

第8条に基づく検討において何らかの問題が見つかった場合、締約国はその問題に対して回答し、問題を明確化し、或いは追加的な情報を提出する機会が与えられる。この時点では、その問題は第8条3項に基づく「実施上の問題」とは見なされない。

専門家による検討班が、その回答或いはいかなる追加的な情報も不十分である、また公式にその問題を提起するために十分な証拠があると見なした場合、専門家による検討班は報告書案文の中にかかる証拠を添えてそれに言及し、案文を当該締約国へ送る。そして、当該締約国はその見解を表明し、説明文書を報告書に含める機会が与えられる。専門家による検討班が依然として問題を追求するに十分な証拠があると見なす場合、同検討班は、依然として追求すべき問題があることを示し、当該締約国が提出した説明文書を添付した上でその報告書を事務局を通じて COP / moP と遵守機関へ提出する。この時点で、その問題は第8条3項に基づく「実施上の問題」と見なされる。第6条4項で述べられる「附属書 に含まれる締約国による実施上の問題」もまた、この手続きに従って特定される。